

回答用紙

所属・氏名をご記入ください。

所属		氏名	
----	--	----	--

回答は本回答用紙に直接、記入をお願いいたします。記入欄が不足する場合は、適宜、紙面を追加してください。意見等がない場合は空欄で構いません。

記入されましたら、同封している返信用封筒に入れて、ご返送ください。

意見等がない場合でも、所属・氏名を記入のうえ、ご返送ください。

◆送付の期限 令和4年2月22日（火）まで

<議題1 ① 都市づくりの方針（素案）について>

資料1をお手元にご用意していただき、以下の回答をお願いいたします。

◆ 都市づくりの基本理念について（資料1：4ページ参照）

今後の都市づくりには、豊かな自然、歴史・文化などの地域資源を大切に守り、磨き上げ、良質な都市基盤施設などを活かすとともに、魅力・価値を高めて時代に引き継ぐことを目指した「魅力にあふれた都市づくり」が必要となります。

また、次代を担う若年層や子育て世代が、暮らしてみたいと思う安全・安心な環境づくりに取り組むとともに、暮らしを支える産業振興に力を入れ、まちの活力と雇用を確保していくことを目指した、「持続可能な都市づくり」を進めていくことが必要となります。

都市づくりの理念は、「魅力」、「持続可能」の2つの視点を踏まえ「魅力あふれる持続可能な都市づくり」とします。

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

◆ 都市づくりの基本目標について（資料1：5～6ページ参照）

将来都市像の実現に向け、都市づくりの基本理念を踏まえつつ、4つの基本目標を記載しております。

基本目標①：地域資源を活かした魅力ある都市づくり

基本目標②：多様なニーズに対応した選ばれる都市づくり

基本目標③：安全・安心で暮らしやすい都市づくり

基本目標④：経済と環境が調和した活力ある都市づくり

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

◆ 将来人口の見通しについて（資料1：7ページ参照）

国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成30年3月推計）によると、令和12年には君津市の人口は73,302人になると予測されています。

君津市総合計画では、転出抑制・転入促進を図るとともに、関係人口を拡大し、つながりの連鎖によるさらなるまちの活性化を図ることにより、令和12年の将来人口を77,000人としています。

本市では、各種施策の連携による定住の促進や新たな転入を促す都市づくりを進め、市民の暮らしの質を高めていきます。

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

◆ 将来都市構造について（資料1：8～13ページ参照）

将来都市構造は、将来都市像を実現するために必要となる将来の骨格的な都市の構成を示すものです。具体的には、「拠点」「交流軸」「土地利用のゾーン」で構成するものとします。

各種考え方や設定内容については、8ページから12ページに記載しております。各設定内容を踏まえ、13ページに将来都市構造図を記載しております。

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

◆ 土地利用の方針について（資料1：15～21ページ参照）

土地利用の基本方針、土地利用の配置・誘導方針、市街地整備の基本方針について、15ページから20ページに記載しております。

また、方針等を踏まえた土地利用方針図については21ページのとおりです。

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

◆ 交通体系の整備方針について（資料1：22～26ページ参照）

総合的な交通体系の基本方針、道路ネットワークの整備方針について、22ページから25ページに記載しております。

また、方針等を踏まえた道路ネットワーク整備方針図については25ページ、公共交通ネットワーク方針図は26ページのとおりです。

※公共交通ネットワーク方針図については、令和4年度に改定予定のため、改定版に差し替え予定です。

以上について、ご意見をお聞かせください。

(意見記入欄) ※質問等でもかまいません。

◆ **都市環境の形成方針について(資料1：27～36ページ参照)**

自然環境の保全・活用方針、公園・緑地の整備方針、市街地などの緑化方針、都市景観の形成方針、安全・安心都市づくり方針、環境負荷の小さい都市づくりの方針、人に優しい都市づくりの方針について、27ページから36ページに記載しております。

※32～34ページ、安全・安心都市づくり方針につきましては、今後、立地適正化計画における防災指針の内容を踏まえ更新予定です。

以上について、ご意見をお聞かせください。

(意見記入欄) ※質問等でもかまいません。

＜議題2 防災指針（防災上の課題）、居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定について＞

資料2をお手元にご用意していただき、以下の回答をお願いいたします。

◆防災指針（防災上の課題）について（資料2：1～10ページ参照）

防災指針とは、災害リスク情報と都市計画情報等を重ね合わせることにより、都市の災害リスクの「見える化」を行い、市が抱える防災上の課題を分析の上、ハード・ソフトの両面からの安全確保の対策を位置づけていきます。本市は、居住誘導区域外となる市街化調整区域や都市計画区域外が市域の約9割を占めることから、市域全体を対象に防災指針を検討します。

1ページ右に、防災指針検討において整理する災害種別、ハザード情報等を示しています。

2ページから10ページまでが、1ページの（1）防災指針検討において整理する災害の種別のハザード情報等を重ね合わせ、防災上の現状と課題を示しております。

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

◆目指すべき都市の骨格構造について（資料2：11ページ参照）

都市計画マスタープランの将来都市構造図、地域公共交通網形成計画の君津市における公共交通ネットワークイメージ図を踏まえ、図3-1 目指すべき都市の骨格構造を作成しました。（都市計画マスタープランの将来都市構造図は資料1の13ページ、地域公共交通網形成計画の公共交通ネットワークイメージ図は資料1の26ページ）都市の骨格構造における拠点、交通軸、交流軸は表のとおりです。

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

◆居住誘導区域の設定について（資料2：11～14ページ参照）

11ページ右下から12ページ左の②居住誘導区域設定に関する国の考え方に基づき、12ページ右側に③君津市の居住誘導区域設定の考え方を整理しました。居住誘導区域は、都市計画マスタープランにおいて示されている市街地ゾーンを基本とし、災害リスクが高い区域と住宅の建築が制限されている区域を除いた区域に設定します。③君津市の居住誘導区域設定の考え方を基に13ページから14ページに居住誘導区域設定の詳細を示しております。

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

◆都市機能誘導区域の設定について（資料2：15～17ページ参照）

15ページ左中央の②都市機能誘導区域設定に関する国の考え方に基づき、15ページ左下に③君津市の都市機能誘導区域設定の考え方を整理しました。都市機能誘導区域は、目指すべき都市の骨格構造における都市交流拠点である君津駅から君津市役所周辺の区域を基本として、公共交通の利便性が高く徒歩で回遊できる区域とします。そこから災害リスクが高い区域を除き、都市計画との整合を図り設定します。③君津市の都市機能誘導区域設定の考え方を基に16ページから17ページに都市機能誘導区域設定の詳細を示しております。

以上について、ご意見をお聞かせください。

（意見記入欄）※質問等でもかまいません。

<その他について>

これまでの設問以外で、何かご意見やご質問等がございましたら、以下に記入をお願いいたします。

(意見記入欄) ※質問等でもかまいません。

以上で、終了となります。ご記入いただき、ありがとうございました。